

## 第13回自治基本条例策定検討町民会議記録

と き：平成18年2月24日（金）  
19時10分～21時20分  
ところ：総合福祉センター大広間

### 出席者

町民会議：三津橋英実、川島里美、濱下伸一郎、我孫子洋昌、今井宏、小倉龍生、押田志穂、  
西村和樹（欠席：古屋寛子、小日向昭）

職員 P：武田主幹、市田主査、斉藤主査、今井主査、大野主任  
（欠席：堀北主幹、栗原主査、高橋主査）

町民会議アドバイザー：北海学園大学 神原教授

オブザーバー：助役

事務局：総務課長、長岡主幹、田村主査、木原主査、羽場主任、蓑島主事

### 1 会長あいさつ

### 2 これまで議論した条文の整理について

（1）事務局よりこれまでの経過について説明（説明：木原主査 内容略）

検討の経過

下川町の目指す自治基本条例

町民憲章との関係

前文の検討について

定義及び基本理念について

議会部分について

条文の整理について

（2）これまで議論した「第1章 総則」「第2章 情報の共有と保護」「第3章 町民参加の推進」について、章ごとに整理した内容を説明し、その後討論を実施。

（説明：木原主査 説明内容は省略し、質疑のみ）

#### 「第1章 総則」

会長：我々は「まちづくり実現型」ではなく、「自治体運営の基本的なルール型」を目指しているのでこのような形になっている。当初の議論から考え方が変わってきていると思うが、イメージ的かどうか。私は、最初のイメージと全然違う。最初は、「町民が」と思っていたが、公区の意見交換会で話しをして、益々感じたのが、町民の側から変えていくというのは、10年、20年かかっても無理だという感覚を強く抱いた。

委員：町民が意外と行政に対する関心が薄いと感じた。町民が変わるのではなく、行政が変わることにより町民が変わるという考えになればスムーズにいくと思う。行政が変わらないと町民も変わらない。話せば分かってもらえるのだが、年をとった人達の既成概念を取り払うためには、理論をきちんとしていかなければいけない。特に行政のOBは、国道市町村の流れの中でやってきているので、それが今は対等という考えを持つのは不可能だと思っているのが強く感じられた。

会長：行政は行政、町民は町民という対極にあるような感じがするが、それが条例によって縮まっていけばいいと思う。

委員：若い人達はあまり行政との距離を感じていないが、既成概念にとらわれている方が多かったと感じる。

委員：当初は、町民の責務や、まちづくりへの活動を定めるものと考えていたが、実際このような流れになり、役場若しくは議会の役割と責務を明確にしていく方が取っ掛かりとしていいのかなと今は納得している。今後しっかりと役割分担をすることで、町民が参加しやすくなると思う。

委員：町民と行政の狭間がすごくあると感じていた。この会議に参加して、少しは町民の意見を聞いてくれるのかなと思ったが、喜んで聞いてくれる行政がいたのですごく良かった。

会長：下川の行政の方は他の町と比べると随分違う。下川は熱いなど感じる。勤務時間を過ぎても多くの職員が仕事をしている。そういったところからも、これから大きく変わらと思う。

職員P：条例に対する考え方のキャップは感じない。町民会議と一緒に議論するようになって、役場の中だけでは分からない意見や考え方を知るいい機会になった。

委員：この条例がきちんとできれば、できたからといって万全ではないと思うが、いつ、どこで、誰が、どう決めたのか、後で振り返った時にその辺の責任や、また、未来を向いていく時に何かを発言したり、決断する時に、そういったものも地域づくりの中にあるということがいい。

日本独特のグレーゾーンが多い社会で、いい面もあれば、そうでない面もあり、そういったところを明確にし、町長であろうと、町民であろうと、町がどの方向に進んでいくのか知るのに必要。この会議のように、素案ができて、それを議論して、出された意見で訂正するという形で進んでいるので、もっと中身の濃いものにしていければ。

会長：ある公区で、どうせ職員が作るのだらうと言われて、悔しい思いをしたが、確かに、細かい部分は職員の方が詳しい。我々は、神原先生の私案を真似して作れないことはないが、町に合った形で作っていくとなると、やはり素案はある程度行政側で作った方がいいのかなという感じはしている。

条文に対する意見は特になし。

## 「第2章 情報の共有と保護」

会長：ここが条例の価値のウエートを占める部分になると思う。職員プロジェクトのKJ法の中でも「都合の悪い情報は出さない」という意見があった。それを良くても、悪くてもさらけ出していくということがなければ、改革とか良いものはできてこない。この部分が大きな行政への足かせになってくると思う。

第6条の「共有」という部分はあえて入れたということだがどうか。私もあえて「共有」は入れなくてもいいと思っていたが、職員の意識としてあえて「共有」を入れる必要があるというなら、それはそれでいいと思う。

職員P：職員の意識も明確にするために「共有」はあえて入れた方がいいと思う。

会長：第6条第2項の「多様な媒体」というのは、ITも想定しているのか。

事務局：HPも含め、広報、お知らせなどあらゆる情報提供できるものについてということ。

会長：年齢的にHPの活用はどれくらいを境に変わるのか。

事務局：年齢に関係なく、使える環境があるか、ないかではないのか。

会長：一般的に見ていても50歳が境かなと感じる。パソコンを使えない人達にもきちんと伝わるような方法が必要。

第7条の「何人」というのは、通常我々は使わないが行政ではよく使うのか。

事務局：あまり使わないと思う。

神原先生：こういうのは「全ての町民」のように平たく言うてはどうか。町民以外も含める時には使う。町民だけに関して言う時には使わない。

事務局：「何人」というのは、個人情報保護条例の中で使っている表現。そこに拘らなくてもいいのではないのかという議論があり、町の基本条例だから「町民」という表現に変更した。

職員P：「町民」の対象はどこまでなのか、個人情報以外にも「町民」という表現が出てくるので、後で定義づけをすればいいと思う。

事務局：「町民」の定義づけはまだしていないが、それぞれのグループで議論した中では、「町民」とは、住所を有する人だけではなく、下川に通勤・通学している人、それ以外にも下川に関わりのある人も「町民」にしてはどうかというのが議論の中で多かったと思う。

会長：人口4,000人の町で、色々な人の協力を得ながらまちづくりをしていくのであれば、下川が好きだっている人も「町民」にした方がいいのかもしれない。「町民」の定義を広くした方がいいのかもしれない。

事務局：色々な部分で「町民」という表現が出てくるので、あまり広げると不都合な部分が出てくるところもあると思う。それを精査して定義づけしていきたい。

職員P：早めに定義づけする必要がある。それぞれが思い描く「町民」の幅が違くと噛み合わなくなる。

事務局：次の会議で、今まで出てきたもので定義づけが必要なものの確認をしてはどうか。

事務局：第5条が一行になってしまったので、先生の案では「知る権利」の中に情報公開制度も一緒になっているので、第5条と第6条を一緒にしてはどうか。

神原先生：第5条の「知る権利」という場合は、町の情報を知る権利があるということと、もう一つは、その知る権利が侵害された場合にどうなるのかという意味で、知る権利の行使に関して、それが公開されない場合のために、「異議申し立て権」を保障しなければならない。「知る権利」と「異議申し立て権」というのは、2つがセットになって「知る権利」という。「異議申し立て権」を入れるのであれば第2項にすればいい。個人情報の保護も同じことが言える。「異議申し立て権」も合わせて個人情報の保護という。

会長：行政側を信じればこれでいいのかもしれないが、あえて権利が侵された時にどこに異議申し立てをできるのかということは、どこに書けばいいのか。

神原先生：それは情報公開条例で細かくうたってあるので、それはそれでいい。

会長：これを入れることによって、足かせが増えることになるが、異議申し立てができるということを入れるような形でどうでしょうか。

神原先生：第6条第3項と第4項の条文はどう違うのか。同じものだと思う。1つでいいのではないのか。第3項の「権利を明らかにする」というのは、上に権利が書いてあるのに、また書くというのは、上の権利が明らかではないということなのか。

事務局：権利の担保として制度を設けるという表現なのだが。

神原先生：こういうのはなかなか難しい。上に書いてあって、「あとは条例で」というのは色々なところに出てくるが、上に書いてあるのは原則を書いてある。この原則に基づいて必要なことは条例で定めるとは書けない。上に書いてあることと、条例で書くことはどういう関係があるのかということになるから、大事な原則は基本条例の中に書いて、その原則を踏まえて詳細は別に条例で定めるという形。そうしないと分離してしまう。この場合には5条と6条を踏まえて必要な制度は条例で定めるという意味だと思うが、そういうふうに解釈するのであれば、第6条第3項の情報公開に関する制度を設けなければならないというのはいい。

会長：そうすると第3項を削除すればいいのか。

神原先生：新たに条を設けて、「第5条及び第6条の規定に基づき、必要な事項は・・・」という感じにして、第7条で情報公開条例を書くか、そうでなければ、「第5条及び本条第1項から第3項に基づき・・・」でもいいが。そういう工夫をしてはどうか。

会長：その辺は事務局で再度整理してほしい。

事務局：「原則を書いて、原則を実施していく制度を繋げていく」ということと、「権利侵害」の条文を盛り込むということで整理する。

#### 「町民参加の推進」

会長：「努めなければなりません」という表現はどうなのか。灰色的な表現になっているが。

職員P：「参加」もできるものと、できないものがあるので、こういう表現になった。

神原先生：私もやっていくうちにどういう表現にするのか考えて、頭がキリキリしてきたので、この条文を読んで気持ちが良く分かるのだが、第三者として見た時に、これはどうなんだろうというのを申し上げる。

第8条第2項で「常に町民が参加できる」ということだが、第9条ではこういう場合は参加をしなければならないと、テーマを具体化している。第8条第2項は、テーマ以外にも一般的に参加をしようとしていると思うが、その区別は分かるが、そうすると、第9条第3項とどういう関係なのか。せっかく具体的なことを書いてあるのだから、第8条第2項はここに書くのをやめて、第9条第3項と一体化させて文章を整理してはどうか。

第9条第1項第5号は、これは非常にいいのではないのかと思った。しかし、消してある。これは、私の本にも書いていないことだが、基本計画に関することは上に書いてあるから、その部分は削っていいが、「町民の公共の用に供される施設の運営方法などの決定を行うとき」というのは、施設は町民が利用するものだから、どう運営するのは、参加にとっては非常にいいテーマだと思う。設置は計画上で決めるものだから、それは計画の方で決めることとして、「町民の公共の用に広く供される」というふうに、小さいものまで全部やるのかということになるから「広く」を入れてみると非常にいいのではないのかと思う。

問題は、第9条第2項だと思う。これを入れると全体が死んでしまうのではないのかと思う。あえていいのかという気がする。第1号は、参加の方法まで具体的に決めている法令はほとんどない。運営の方法まで書いているものはないから、これは自主的に決めるものなのでいいのではないのか。それから、第3号の「軽微なもの」は、誰が判断するのかということがあるので、これもいいのではないのか。ただ、「緊急を要するもの」というのはあるから、これはあってもいい。ただ、これだけのために書くわけにはいかないのだから、さっきの第8条第2項と第9条第3項で、一般的に常日頃から参加をやるということを書くのだから、その時に「緊急を要するものを除いて」と入れれば、すっきりした文章になるのではないのか。あえて第1号から第3号まで並べて、これはやらないということ、全体が暗いムードになる。入れる必要がないのではなからう。

会長：第8条は、たくさん消したから、最初感じていたのと雰囲気が変わってきている。

神原先生：第8条は「権利があります」一本でいいのではないのか。そして「参加は、具体的な次の場面でやります」と言って、最後に「それ以外にも日頃からきちんと進めます」とすればまとまるのではないのか。どうしても第2項があると、途中でくじけてしまう。

会長：くじけたくはないので、そういった方向で整理してほしい。それと、第5号の「施設の運営」となると、また別の意味になるのかなと思う。

神原先生：これは色々ある。利用の時間や管理をどうするかとか。段々住民が自主管理する方向に切り替わってきている。これは行政だけでは決められない。指定管理者制度を使う時も丸

投げしているわけではないので、指定管理者に管理を任せる時も、色々な条件ややり方は契約を結ぶ前に町と管理者の間で協議するわけだから、その前段で住民の声を聞くということは、当然あっていいのではないのか。

事務局：第8条第2項を削除して、第9条第3項と合わせるのと、第2項の除外規定は第3項で生かすということで。

神原先生：第8条第2項は第9条と合わせるというより、第8条第2項はなくてもいい。

会長：続いて第10条だが、パブリックコメントの後ろを削除した理由は何か。

事務局：括弧書きでこういう表現をするのがいいのかということで削除した。パブリックコメント自体が一般的に常識化しているかどうかという問題もあるが。

会長：パブリックコメントと言われてもピンとこない。

神原先生：第9条第3項で「多様な方法」とあるが、それと第10条はどういう関係かという気がする。

事務局：第9条全体のことを言っている。

神原先生：これは「審議会」から「パブリックコメント」までしかないのか、書くとするなら説明をつけなければならない。注釈を付けないとこれだけでは分からない。これをここに書くかどうかという問題もある。町民参加条例のようなものは制定するのか、しないのかという問題がある。そうすれば、町民参加条例の中で方法は細かく書ける。

事務局：別に町民参加条例は設けず、この中に具体的に書いていきたいという意思で、第10条で具体的な参加の方法を書いた。手続き的な内容については、別に定めるものを作るという考え方。

神原先生：参加条例を作らないという形であれば、こういう形になる。それであれば、括弧書きして懇切丁寧に説明書きをしても一向に構わない。

委員：第9条と第10条を合わせるといのはどうなのか。

神原先生：これは別だと思う。第9条の特定事項と一般のものと両方に関わって、その方法が第10条に書いてあるあるということだから。

第10条の書き方も非常に狭いのではないのか。並べた中から選べというのとは。

事務局：第1号から第5号までは、第9条第1項を受ける形で考えた。第9条第3項を受ける形は第6号の「その他適当な方法」にした。

神原先生：必ずしも、審議会というのとは第9条第1項のことだけとは限らない。だからそういう分け方をしても、そうは読みとれない。ここでは地区別懇談会はやっていないのか。

事務局：行政懇談会はあるが、評価の中で廃止という意見があったので、あえて書かなかった。

神原先生：「次に掲げるものから選べ」というよりは、「町は、次に掲げる方法を活用して町民参加を進めなければならない」とした方がいいのでは。制度は開発していいし、変わっていく。

委員：「いい手続きがあればどんどん取り入れていきましょう」みたいな表現があってもいいのではないのか。

神原先生：おっしゃるとおり。そうであれば、「次に掲げるもののほか、町民参加の方法を不断に開発しなければならない」とか。そうすればもっといいかもしれない。なかなかいい意見だったと思う。

会長：次に、第11条はこのような表現になっている。第12条は会議でも意見が出ていて、削除となっている。

事務局：第12条は、削除ではなく、他へ移動するというで。

会長：第11条の審議会の公募についてはどうか。

委員：会長が強く言っていた多選の禁止はどうなのか。

会長：他の町では、具体的に書いているところもあったが。

神原先生：道庁ではある。だが、小さな町だとやる人がいなくなる。若い人を活用すれば、そういうことはないと思うが。

事務局：町民意見交換で出ていたのは、何回も選任される人はそれなりの能力もあるし理由もあるという部分を理解しなければいけないと思った。

会長：全体を通しての意見はないか。

神原先生：第12条の町民投票だが、これは、町長が判断したら議決を経て制度を設けるのか。議決を経たら実施するのではないのか。制度を設けるといっているのはどういう意味なのか。

事務局：ここは表現が間違っている。

神原先生：もう1つは、議会自体の発議はどうか。発議権と決定権というものがあって、町長が発議して、議会が決定権をもっている。議会が発議して、議会が決定権を持つ場合もある。住民が発議して一定の要件を満たしていれば、最終決定になるのか、或いは町長の場合と同じように議会の議決を経れば実施することになるのか。住民発議の問題もある。そこをうまくバランス良く考えないと、なぜ町長だけなのとなる。ここは大事なところだから、後で議論していただきたい。

それと、投票をしたら、その結果をどうするのかという問題もある。結果を尊重しなければいけないということは、どっかに書いた方がいい。

事務局：住民の発議権については、自治法に書かれている住民請求の部分を重視するという考え方。議会の発議については、議論をしていなかった。非常設型にするということで考えたが、他の町で非常設型のところは、「制度を設けることができる」という表現になっていた。

神原先生：ここは、それぞれのところで議会の状況など色々あるから、どちらとも取れる書き方をしているところもあれば色々ある。例えば、住民の部分は自治法使えばいいとのことだが、町長がやろうと思えば、今だって自治法も関係なくできるわけだし、全部やろうと思えばできること。投票制度自体は抜かすことはできないが、方法は考えた方がいいと思う。一層のこと「町民、町長、議会は、」ということにして、「議会の議決を経て」を入れておけば大体OKということになる。そういう手もある。一番の問題はそこ。あちこちでもめているのは、議会を別に置いてやろうとするから、色々問題が起こる。決めるのは議会にして、発議権は町長、議会、町民にしておいても、問題はない。表現はテクニックを要すると思うが。

会長：予定の時間もきたので、最後に先生から講評をいただきたい。

神原先生：第1章で、難しい問題がある。定義の部分で、かなりこれを読んで混乱をした。例えば、第1条の「目的」のところの「執行機関」のことを「町」というのか。「町の執行機関」の「町」は何のことをいうのか。括弧の中の「町」とどう違うのか。

事務局：「町の執行機関」というのは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など、法律で定められている執行機関のことを指している。

神原先生：その理解が私とは全然違う。実は今大きな議論になっている。「町」という時は行政機関を指すという、非常に大きな誤解がある。「自治体」という時に、自治体とは何か。自治体は行政であるという人もいるし、自治体は住民も含まれるという人もいる。私は、自治体というのは政府なのだから、議会と行政の両方を含んだ政府を自治体という普段から考えている。そういう人間からすれば、「町」というのは自治体だから、議会も含んで「町」という。札幌市と言う時には、行政だけではなく、議会も含めた政府としての札幌市と言っている。ここは、定義をしないと混乱する。一番定義で大事なものはそこ。

それと、私の案もそうだが、「ねばならない」という言葉が無数に出てくる。日本国憲法を見ても「ねばならない」と書いてあるところはない。これは簡潔に表現できないかということで、

例えば、「しなければなりません」は「します」でいいのではないのか。「ねばならない」を使わない方が格好いい。どこの条例もみんなそうなっている。それは私が「ねばならない」を羅列した責任があると思って、今になって深く反省している。「します」にすると、非常にすっきりする。

もう一つ申し上げますと、札幌市で今作っている素案もそうだが、「協働」という言葉は一切入っていない。これから「協働」という言葉は、段々自治基本条例の中から消えていく。これほど曖昧な責任関係をゴチャゴチャにしている言葉はないということで、「協働」という言葉退治があちこちで始まっている。この言葉を使う時には、相当慎重を要する。特に今笑われているのは、「市民と行政は対等である」という表現で定義しているところも結構ある。どうして、主権者である市民と、その市民に奉仕する行政が対等なのかという、全く根本からおかしいということで、その言葉を無くしていこうということが広がってきているので、使う時には慎重に定義していかないと誤解を生む。行政は慎重の上に成り立っているから、みんな仲良くというようなことを言ってしまうと、これは何かということになる。

今、空知の栗山町が、議会基本条例を作っている。これはかなり画期的なものができると思う。議会が非常に積極的になって、行政は行政基本条例も作れないなら、我々が先に議会基本条例を作るということで、相当議会のあり方を今までと作り変えている。私の私案の議会部分を活用して栗山町らしいものを作ろうということをやっている。そこまできているので、下川町でも、議員さん方に基本条例までいかなくても積極的に感化していただきたい。

以上

# 自治基本条例検討素案

(Ver.2) 06/2/15

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに町議会、町長及び執行機関**をはじめとする町の執行機関(以下「町」といいます。)**の役割と責務を明確にすることにより**し**、協働によるまちづくりを推進**し****することにより**、下川町の自治の確立を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 協働
- (2) **町民**
- (3) **まちづくり**
- (4) **参加**
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)

### (基本理念)

第3条 町は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備しなければなりません。

- (1) 情報共有
- (2) 町民参加と協働
- (3) 行政活動の原則
- (4) 行政組織
- (5) 議会
- (6) 公正と信頼
- (7) 多様な主体との協力

### (条例の位置付け)

第4条 この条例は、町の最高規範であり、町はこの条例に従い町政運営を行うとともに、条例、規則等の制定**改廃、改正及び廃止**をしなければならない。

## 第2章 情報の共有と保護

### ~~(情報の公開)~~ (町民の知る権利)

第5条 町民は、町が保有する情報を知る権利があります。

~~2 町は、保有する情報が町民との共有する財産であることを認識するとともに、町民に対する説明の責任を果たすため、町政に関する情報を積極的に公開するよう努めなければなりません。~~

~~3 町は、町政に関する情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の整備と活用に努めなければなりません。~~

### (情報の公開)

第6条 町は、保有する情報が町民と共有する財産であることを認識し、積極的に公開するよう努めなければなりません。

2 町は、情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が迅速で容易に得られるよう多様な媒体の整備と活用に努めなければなりません。

3 町は、前条第1項に規定する権利を明らかにするため、情報公開に関する制度を設けなければなりません。

~~4~~ 4 情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

### (個人情報の保護)

第7条 ~~何人も~~町民は、町に対して、自らに関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求する権利があります。

2 町は、基本的人権の擁護を図るため、個人情報の保護に関し、適切な措置を講じなければなりません。

3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第3章 町民参加の推進

### (町民の参加)

第8条 町民は、**まちづくりの主体として**町政に参加する権利があります。

~~2 町民は、まちづくりの主体として自らの考えを町に提案することができます。~~

~~3~~ 2 町は、前項の町民提案に関して、常に町民が提案**参加**できるよう必要な措置を講じる**機会を設ける**とともに、町政に反映させる**する**よう努めなければなりません。

~~4 町民は、町政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。~~

(町民参加の推進)

第9条 町は、次に掲げる**施策の事項**を実施しようとする場合は、~~町政に~~町民の意向を反映させるため、~~町民の意見~~**参加**を求め**推進**しなければなりません。

- (1) ~~町の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等~~**総合計画、分野別の基本的な計画**の策定又は見直しをするとき。
- (2) **施策を効果的、効率的に推進するための**行政評価を実施するとき。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止するとき。
- (4) ~~広く町民の生活に重大な~~**大きな**影響を及ぼす制度の導入、改正及び廃止**施策を決定しようとするとき。**

~~(5) 町民の公共の用に供される施設の設置にかかる基本計画等の策定又は変更するとき。~~

2 町は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するもの**場合**は、町民の参加を求めないことができるものとします。

**この場合において、町は、町民の参加を求めなかった理由を公表しなければなりません。**

- (1) 法令の規定により実施の基準が定められているもの

~~(2) 町の内部の事務処理に関するもの~~

- ~~(3)~~ **(2)** 緊急を要するもの

- ~~(4)~~ **(3)** 軽微なもの

3 町は、第1項に規定するもののほか、~~町政運営の各般において、~~多様な方法を用いて町民の意見を求め、町政に反映させるよう努めなければなりません。

(町民参加の方法及び時期)

第10条 町は、町民参加を**求める場合はの方法として**、次に掲げるものから**適当な方法**を選択し、適切な時期に行わなければなりません。

- (1) 審議会等

~~(2) 説明会~~

- (3) 意見交換会

- (4) アンケート

- (5) ~~パブリックコメント手続(施策等の原案を公表し、それに対する意見を広く募集すること)~~

- (6) その他適当な方法

2 ~~パブリックコメント手続~~**前項各号の手続き**に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

( 審議会等委員の公募 )

第 1 1 条 町は、審議会、~~審査会、委員会~~その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するにあたっては、法令等の規定により公募に適さない場合を除き、~~その委員の全部又は一部を公募により選任するよう~~**の委員を加えるよう**努めなければなりません。

~~( 地域自治活動 )~~

~~第 1 2 条 町は、町民の自発的な地域における自治活動が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。~~

~~2 町は、自治活動を推進するため、各公区に地域担当職員を配置します。~~

( 町民投票制度 )

第 ~~1 3~~ **1 2** 条 町長は、町政の特に重要な事項について、町民の意思を直接に確認する必要があると判断したときは、町議会の議決を経て、町民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に関し、その事案ごとに必要な事項は、別に条例で定めます。